

戸田市市民活動サポート補助金交付要綱

平成22年3月19日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市民活動団体が地域における課題の解決を図ろうとする社会貢献事業に対し、戸田市市民活動サポート補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、公益的な市民活動団体の自立支援及び市民活動の活発化を図ることを目的とする。

2 補助金の交付手続等に関しては、戸田市補助金等交付規則（平成21年規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。
(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、過去に補助金の交付を受け、かつ、その交付年数が通算で2年以下の事業であって、次に掲げるものとする。ただし、市から他の補助を受けるものを除く。

(1) 市における社会問題や地域課題の解決、軽減等に寄与する事業であり、継続的に取り組む必要がある事業

(2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する活動で多数の市民の利益増進に寄与する事業

(補助対象経費)

第3条 市長は、補助対象事業を遂行するために必要な経費（以下「補助対象経費」という。）を交付するものとする。ただし、次に掲げる経費は、補助対象経費としないものとする。

(1) 団体を運営するために必要な経費

(2) 団体の構成員の食糧費

(3) その他市長が不適当と認めた経費

(補助対象団体)

第4条 補助金の交付を受けることができる団体は、第2条の補助対象事業を実施する市民活動団体で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内で公益的事業を実施し、又は実施予定で、既に設立されている団体

(2) 会則、事業計画書、予算書、事業報告書及び決算書が明確な団体並びにこれに類する企画書及び収支計画を有する団体

(3) 政治活動及び宗教活動並びに営利を目的としない団体

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でない団体及び当該暴力団の構成員（構成員であった者を含む。）の統制下でない団体

(5) その他公益を損なわないと市長が認めた団体

(添付書類)

第5条 規則第8条第1項第6号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 戸田市市民活動サポート補助金応募用紙（第1号様式）

(2) 申請年度の団体の事業計画書及び収支予算書

(3) 申請前年度の団体の事業報告書及び収支報告書

(4) 会則等の規約又はこれに類する書類

(5) 構成員名簿

(補助額等)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定め、限度額及び補助率については別表のとおりとする。

2 補助対象事業に係る補助金の交付は、通算して3年を限度とする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付を受けた団体は、指定された期日又は事業完了後30日以内のいずれか早いうちに、規則に定める補助事業等実績報告書のほか、戸田市市民活動サポート補助金事業報告書(第2号様式)に市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

(審査委員会)

第8条 市長は、補助対象事業の公正かつ適正な選定のため、戸田市市民活動サポート補助金審査委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その意見を基に交付の決定を行うものとする。

(委員会の所掌事項)

第9条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 補助対象事業について審査し、その結果を市長に報告する。
- (2) 補助対象事業の実績に関すること。

(委員会の組織)

第10条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 市民生活部長
- (2) 市民生活部次長(協働推進課担当)
- (3) 企画財政部次長(共創企画課担当)
- (4) 環境経済部次長(環境課担当)
- (5) 健康福祉部次長(福祉総務課担当)
- (6) こども健やか部次長(こども家庭支援室担当)
- (7) 教育委員会事務局次長(生涯学習課担当)

(委員長及び副委員長)

第11条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は市民生活部長をもって充て、副委員長は市民生活部次長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第12条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2の出席がなければ開くことができない。

3 委員が会議に出席できないときは、当該委員の指名する職員(同じ所属の課長以上の職員とする。)が代理して出席できるものとする。

4 会議の議決内容は、補助対象事業の選定に関する事項として、市長へ報告する。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、市民生活部協働推進課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

補助年（通算）	限度額	補助率
2年目	80万円	補助対象経費の70%
3年目	60万円	補助対象経費の50%

第1号様式（第5条関係）

戸田市市民活動サポート補助金応募用紙

(宛先)
戸田市長

年 月 日

団体名
代表者氏名
代表者住所
代表者連絡先

事業名		
補助年数	2年目	3年目
実施期間	年 月 日 ~	年 月 日
事業総額	円	
補助対象経費	円	
補助金申請額	円	
確定前交付の希望	希望する	希望しない
申請中又は交付予定の補助制度	名称	
	実施主体	
連絡担当者	氏名	
	住所	
	電話	
	Fax	
	E-mail	

《団体の概要》

団体名	
ホームページ	http://
設立年月日	年 月 日 設立
構成員数	人
年会費	円／1年間
団体の目的	
主な活動実績	
昨年度の補助金等の援助状況	
団体PRなど	

《事業計画書》

1 事業名

2 事業を実施する背景・きっかけ・動機

3 事業の目的

4 事業を実施することで予想される効果

5 具体的内容

--

6 事業実施のスケジュール

月 日	内 容

7 事業の実施体制

--

8 事業実施の際に予想される課題

--

9 事業の成果目標（具体的数値を用いてください。）

--

10 補助終了後に当該補助金に頼らずに事業を継続していく方法

--

《収支予算書》

【収入】

科 目		予 算 額	内 訳
補助金・ 助成金	市民活動サポート		
	その他		
自己資金			
会費			
利用者負担金			
協賛金・寄附			
その他			
合 計			

【支出】

	科 目	予 算 額	内 訳	
補助 対象 経費				
小 計			内 訳	補助金申請額： 自主財源：
補助 対象 外 経費				
小 計				
合 計				

第2号様式（第7条関係）

戸田市市民活動サポート補助金事業報告書

(宛先)

戸田市長

年 月 日

団体名
代表者氏名
代表者住所
代表者連絡先

事業名	
補助年数	2年目 3年目
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業総額	
補助対象経費	
補助金決定通知額	

1 事業の目的

--

2 事業の具体的内容

--

3 事業実施のスケジュール

月 日	内 容

4 事業の実施体制

--

5 事業を実施したことで得られた成果

--

6 反省点と課題

--

7 補助終了後に当該補助金に頼らずに事業を継続していく方法

--

《収支報告書》

【収入】

(円)

科 目		予 算 額 ①	収 入 額 ②	比 較 (②-①)	内 訳
補助金・ 助成金	市民活動ポ-ト				
	その他				
自己資金					
会費（参加費等）					
利用者負担金（売上等）					
協賛金・寄附					
その他					
合 計					

【支出】

(円)

	科 目	予 算 額 ①	支 出 額 ②	不用額 (①-②)	内 訳
補助 対象 経費					
		小 計		※	
補助 対象 外 経費					
	小 計				
合 計					